

指定居宅介護支援事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1)法人名 | 株式会社しずく |
| (2)代表者 | 代表取締役 岩館 勝彦 |
| (3)事業所名 | しろがね居宅介護支援事業所（事業所番号：0270303563） |
| (4)サービス種類 | 居宅介護支援 |
| (5)所在地 | 八戸市大字白銀町字堀ノ内6番地5 |
| (6)指定年月日 | 平成28年2月1日 |

2. 行政処分

- | | |
|-----------------|---|
| (1)処分内容 | 指定の取消し |
| (2)通知日 | 令和8年5月20日 |
| (3)指定取消日 | 令和8年6月18日 |
| (4)処分理由 | 不正請求・運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号及び第6号） |
| (5)不正請求の内容等 | |
| ①不正期間 | 令和5年4月～令和7年3月 |
| ②不正の事実 | |
| ア) 不正請求（運営基準減算） | 重要事項説明書の利用者等への説明、アセスメント、サービス担当者会議、モニタリングを実施した記録がないにも関わらず、運営基準減算せず介護給付費を請求 |
| イ) 運営基準違反 | アセスメント、サービス担当者会議等利用者のサービス提供に関する記録の不備 |

3. 市の対応状況等

- | | |
|-------------|---|
| (1)運営指導及び監査 | ①運営指導：令和6年11月26日（運営指導計画により実施）
②監査：令和7年6月19日～令和8年1月8日 計5回 |
| (2)監査内容 | 関係書類の確認、関係者からのヒアリング等 |

4. 事業者に対する経済上の措置

返還総額 11,060,686 円（不正利得に係る加算金（40/100）含む。）
※令和8年6月30日全額納入済

5. 今後の対応

当該居宅介護支援事業所を利用している方については、別法人が運営する居宅介護支援事業所にサービスが引き継がれ、サービス提供が継続されていることを確認。